

17. 災害危険度を公表し、行政と住民が協働でまちづくりを進める。

災害危険度を公表し住民のまちづくり意識を高める。

市町村は、都市計画基礎調査やGIS（地理情報システム）等を活用して、土地利用や都市基盤施設、建築物等の状況を分析し、都市の災害危険度の判定を行う。
さらに、判定結果を公表することにより、防災やまちづくりに関する住民の意識向上を促す。

参照 1. 防災都市づくり計画

府内では8市において調査実施（平成16年3月現在）

〔大阪市 堺市 高槻市 泉佐野市 東大阪市 箕面市 松原市 枚方市〕

- * 「大阪府・安心・都市づくり支援・マッピングシステム」（略称：OATM）
 - ・都市計画基礎調査等の情報を町丁目及び経緯度500mメッシュ単位でデータベース化し、地形図との重ね合わせやランキング表示等を可能としたコンピューターシステム

（窓口：大阪府総合計画課）



おおさかのちけい ハンディマップ

1/2,500 精度の地形図を電子画像化したデータ集(CD-ROMに収録 H14.10 発行)

- * 「災害危険度判定調査手引き」
 - （大阪府 平成14年3月作成）
 - ・市町村による災害危険度判定調査の実施を促進するため、府域の実情に即した結果が得られる効率的な調査を目的とした調査マニュアル

（窓口：大阪府総合計画課）



箕面市の災害危険度の公表例

箕面市では、災害危険度公表・防災都市づくり計画策定にあたり、計画策定委員会に公募による市民部会を設置し、部会提言を計画に盛り込むなど公民協働の検討を行った。

参照 P19 箕面市防災都市づくり計画

市町村は、発生する危険性がある災害に応じたハザードマップを作成し、公表により住民の防災意識を醸成するとともに、避難方法などの情報を周知する。

《主なハザードマップ例》

| | |
|-------------|---|
| 地震防災マップ | 地域の震度予測や延焼危険性などを示すとともに、地震・火災時の避難場所、避難経路等を表示。 |
| 地震津波ハザードマップ | 想定される海溝型地震等により発生する津波による浸水想定区域の範囲を示すとともに、避難場所・避難経路等を表示。 |
| 河川洪水ハザードマップ | 100年に1度程度の割合で発生が予想される豪雨等による浸水想定区域を示すとともに、避難場所・避難経路等を表示。 |



池田市洪水ハザードマップ
浸水範囲と避難場所・避難方向を表示

都市防災施設等の整備にあたっては、住民の理解が得られるよう必要性や整備効果などをわかりやすく説明するなど配慮する。

<取組事例> 「防災まちづくり支援システム」の開発・・・地区の課題、整備効果などをわかりやすくプレゼンテーションすることができる、GIS(地理情報システム)を利用した地区レベルの防災性状の評価システム。
防災まちづくり総プロ(P39)の研究成果がシステム開発に反映されている。



「防災まちづくり支援システム」による延焼シミュレーション

住民自らがわがまちを考える「まちづくり協議会」の設立促進

住民が主体的に参画する「まちづくり協議会」の設立を促進し、行政と住民が意見交換しながら、地区の整備方向を見出し、まちの将来像として共有する。

地区の整備に際しては、地区計画などを活用し、道路等の公共施設や耐火建築物の誘導などを行う。

市民向けの防災まちづくり研修などにより、地域の防災まちづくりの担い手となる地域防災リーダーを育成する。

<取組事例> 【豊中市】防災まちづくり講座
【池田市】市民自主防災講座

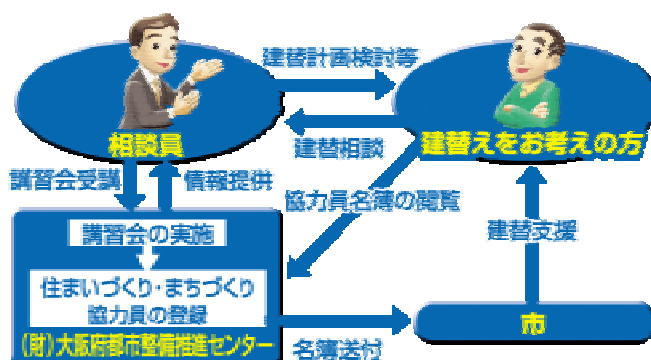
公民が連携したまちづくりの推進

行政は、まちづくりの初動期から地域住民などの自立的な取組を促すとともに、必要な助言・支援を行う。

また、地域の取組がまちづくり事業として整う場合は、地域住民、行政、まちづくりコーディネーター等が参画した事業推進体制を整え、整備の具体化を図る。

地域住民は、自らのまちは自らで考えるとの認識のもと、まちづくりの発意や自立的な取組を行い、まちづくり事業として取り組む際には効果的な事業として推進できるよう、地域として協調・協力していく。

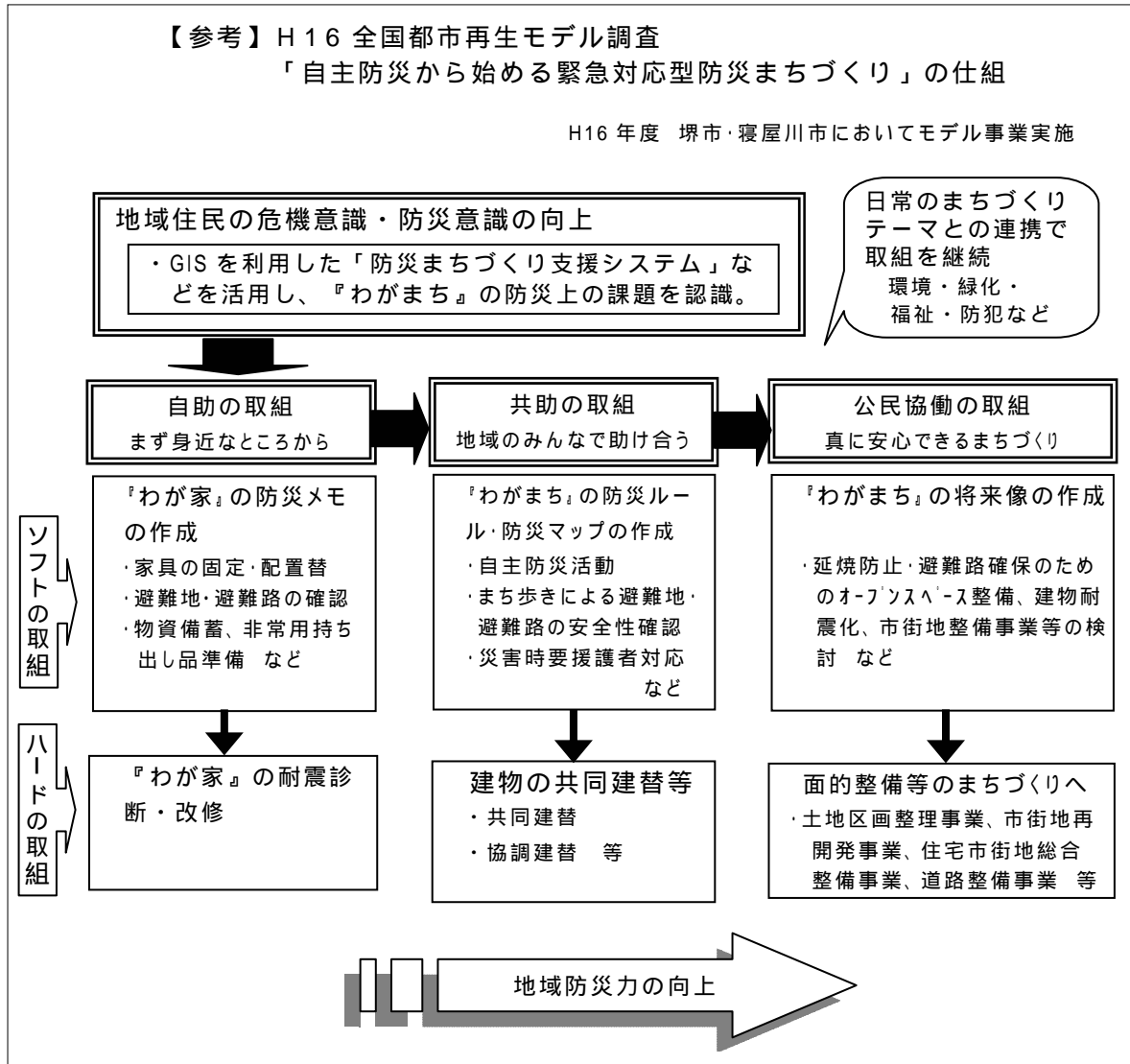
「大阪府住まいづくり・まちづくり協力員制度」やNPO等のまちづくりコーディネーターを活用し、地域住民による、まちづくりの発意や整備の具体化に向けた取り組みを促進する。

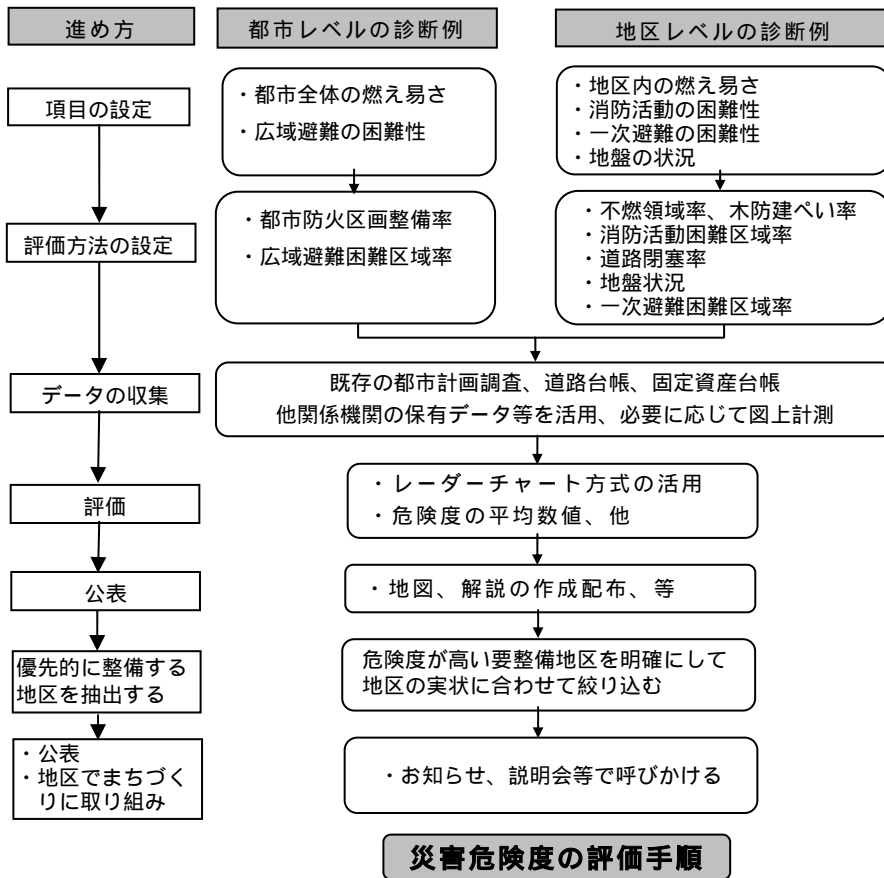


【大阪府住まいづくり・まちづくり協力員制度の仕組み】

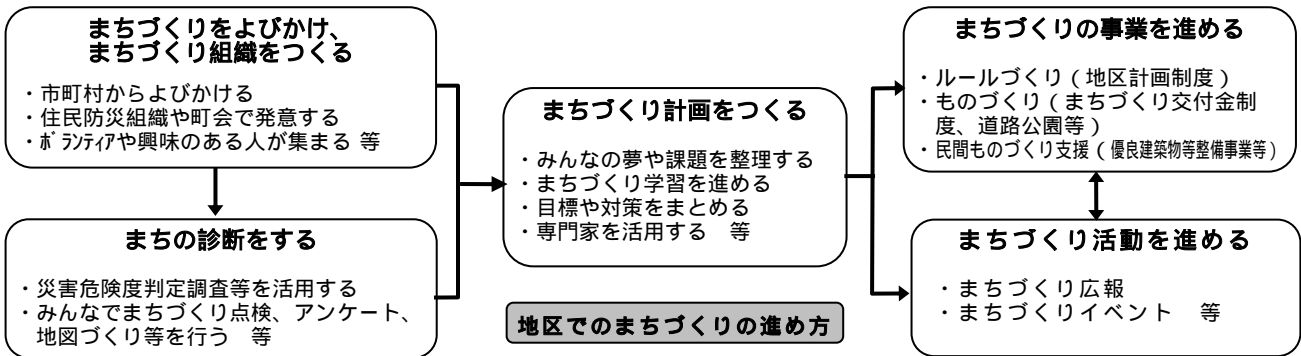
「住民の意識向上」を「公民協働のまちづくり」につなげる取組を促進する。

行政、地域住民などが一体となって、市街地整備などハードの取組と住民の自主防災活動などソフトの取組を総合的に推進し、自助・共助・公助の連携・補完により地域の防災力向上を図っていく。





災害危険度の評価手順



行政と住民参加によるまちづくりに役立つ手法

| 制度・事業名 | 目的・概要 | 対象地域・計画内容等 | 事業主体 | 国・大阪府の所管 |
|---|--|--|------------------------------|-------------------------------------|
| 地区計画制度 (昭和55年～) | 土地所有者等の参画を得て、地区の特性に応じた合理的なまちづくりが行われるよう、道路・公園等の配置や建築物に関する制限等を細かく定める都市計画 | 地区整備計画では地区施設では地区施設、建築物の用途形態等を定める。 | 市町村 | 国交省都市・地域整備局都市計画課 【府】総合計画課 |
| 都市防災総合推進事業 (住民等のまちづくり活動支援) (平成14年～) | 防災上危険な密集市街地の防災性向上等を図るため、住民等のまちづくり活動の活性化を図る。 | 災害危険度判定調査等により防災対策が必要とされた地区/中心市街地等特定地区におけるまちづくりに関する調査を実施した地区 | 市町村・特別区 防災街区整備推進機構 | 国交省都市・地域整備局都市防災対策室 【府】総合計画課 |
| まちづくり交付金 (平成16年～) | 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進。ソフトやハードの様々な事業の連携実施を支援。 | ・交付金の交付期間、まちづくりの目標、目標の実現状況を定量化する指標、実施事業等を記載した都市再生整備計画で対象地域を設定 ・基幹事業、提案事業が交付限度額の算定対象 | 市町村 | 国交省都市・地域整備局まちづくり推進課 【府】総合計画課 |
| 優良建築物等整備事業 (昭和59年～) | 民間のまちづくりや良好な景観の形成への動きを助成し、市街地の整備の改善に寄与するため、地権者等による協議会組織が行う検討費用に対する補助を行う。 | ・優良再開発型、市街地住宅供給型、耐震型等 ・基礎要件：地区面積1000(特例500)㎡以上、3階以上、耐火又は準耐火建築物、空地と接道条件等 | 民間事業者、地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社 | 国交省住宅局市街地建築課 【府】住宅まちづくり政策課 |

その他、市街地総合再生事業、地区再開発事業、住宅市街地総合整備事業 等

(建設省資料「新しい防災対策の展開に向けて」をもとに作成)

大阪府・安心・都市づくり支援・マッピングシステム (= O A T M) の出力例)

